

公立大学法人静岡文化芸術大学顧問の選任、職務及び報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第2条第3項及び公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第3条の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学顧問（以下「顧問」という。）の選任、職務及び報酬等について必要な事項を定める。

(選任の方法)

第2条 理事長は、学識経験者のうちから役員会の意見を聴いて、顧問を選任する。

(委嘱)

第3条 顧問は非常勤とし、任用は職の名称及び委嘱期間等を明記した委嘱状の交付をもって行うものとする。

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は2年とする。ただし、必要と認める場合には、再委嘱することができるものとする。

(委嘱業務)

第5条 委嘱する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学及び静岡文化芸術大学の運営に関する相談及び意見提言
- (2) 高校教育界、地元経済界及び地域社会等との連携の調整等
- (3) その他必要と認めるもの

(報酬)

第6条 報酬の額及び支給方法は、予算の範囲内で理事長が別に定める。

(費用弁償)

第7条 委嘱された業務のために旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償するものとする。

2 費用弁償は、公立大学法人静岡文化芸術大学旅費規程の例によるものとし、日当及び宿泊料等の額は、事務局長の職にあるものに支給される額に相当する額とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。